

平成29年度

家畜排せつ物利活用施設整備 のための支援策の紹介

(生産局畜産部畜産振興課)

平成29年4月

農林水産省

〈本資料の活用にあたっての注意事項〉

- ① 本資料に記載されている情報は、平成29年度（平成29年4月現在、畜産振興課調べ）のものです。各支援策の内容は、基本的には年度ごとに見直され（税制措置を除く）、また融資制度の金利は月ごとに見直されます。
- ② これらの整備にあたっては、地方自治体単独での支援措置など、資料に記載された以外の支援策が活用できる場合もあります。
- ③ 各支援策は、整備できる施設や、支援を受けられる主体・要件などがそれぞれ設定されています。本資料においては、各支援策で整備が可能な施設等の種類ごとに整理して示しましたが、どのような場合でも支援を受けられるというものではありません。
- ④ 本資料に記載されたものを含む公的な支援についての詳細や、これらの支援策を活用した施設整備の実施をお考えの場合は、施設整備を予定している地域の市町村又は都道府県の担当部局等にお問い合わせください。

○各支援策で整備できる主な施設・機械

区 分	家畜排せつ物 処理施設	堆肥保管・ 調整施設	高度利用施設	機械のみ
	・堆肥舎 ・強制発酵施設 ・浄化处理施設等	・堆肥保管施設 ・堆肥調整施設	・メタン発酵 ・焼却 ・炭化	・堆肥切返機 ・堆肥運搬車 等
1. 補助事業（公共事業）				
(1) 農業競争力強化基盤整備事業のうち ① 農地整備事業 ② 装置畜産基盤整備事業	○ ○			
(2) 農山漁村地域整備交付金又は沖縄振興公社投資交付金のうち ① 農地整備事業 ② 草地畜産基盤整備事業 ③ 農業集落排水事業 ④ 農村集落基盤再編・整備事業 ⑤ 畜産環境総合整備事業 ⑥ 農山漁村活性化対策整備に関する事業（沖縄のみ）	○ ○ ○ ○ ○ ○		○	
2. 補助事業（非公共事業）				
(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター事業）	○	○		
(2) 強い農業づくり交付金のうち ① 畜産周辺環境の改善 ② 有機物処理・利用施設	○ ○	○		
(3) 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策	○			
(4) 地域ハブ・イマシ活用推進事業のうち 地域ハブ・イマシ活用施設整備事業			○	
(5) 再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業〈※環境省所管〉			○	

区 分	家畜排せつ物 処理施設	堆肥保管・ 調整施設	高度利用施設	機械のみ
	・堆肥舎 ・強制発酵施設 ・浄化处理施設等	・堆肥保管施設 ・堆肥調整施設	・メタン発酵 ・焼却 ・炭化	・堆肥切返機 ・堆肥運搬車 等
3. リース事業				
(1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金 等事業（畜産クラスター事業）				○
(2) 畜産高度化支援リース事業	○	○	○	○
(3) 畜産経営環境対応強化緊急対策事業	○			
4. 資金融資関係				
(1) 畜産経営環境調和推進資金	○	○	○	○
(2) 産地活性化総合対策事業のうち産地 収益力増強支援事業（地域ハイマス支 援地区推進事業）	○	○	○	○
5. 税制優遇関係				
(1) 公害防止用施設に係る固定資産税の 課税標準の特例	○			
(2) 公害防止用施設に係る事業所税の資 産割の特例	○			

1. 補助事業（公共事業）

（1）農業競争力強化基盤整備事業のうち

① 農地整備事業

ア 事業の概要

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県等

ウ その他

補助率：1／2等

② 草地畜産基盤整備事業

ア 事業の概要

草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、畜産活性化計画に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画に基づき、地域における草地その他の畜産基盤の総合的な整備を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県等

ウ その他

補助率：1／2等

(2) 農山漁村地域整備交付金（又は沖縄振興公共投資交付金）のうち

① **農地整備事業**

ア 事業の概要

農業の経営の規模拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県等

ウ その他

補助率：1／2等

② **草地畜産基盤整備事業**

ア 事業の概要

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備等を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業団体等

ウ その他

補助率：1／2等

③ **農業集落排水事業**

ア 事業の概要

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物も処理の対象とすることも可能。

イ 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業者の組織する団体等

ウ その他

補助率：1／2等

④ **農村集落基盤再編・整備事業**

ア 事業の概要

農村集落及びその周辺地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業者の組織する団体等

ウ その他

補助率：1／2 等

⑤ 畜産環境総合対策事業

ア 事業の概要

畜産経営に起因する環境汚染の防止や草地景観の多面的活用の推進に資する基盤整備等を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県等

ウ その他

補助率：1／2 等

⑥ 農山漁村活性化対策整備に関する事業（沖縄県のみ）

ア 事業の概要

農山漁村地域において、沖縄県又は市町村が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設等の整備を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

沖縄県、市町村、農業者の組織する団体等

ウ その他

補助率：2／3

2. 補助事業（非公共事業）

（1）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

ア 事業の概要

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備等を支援。

イ 事業実施主体

畜産クラスター協議会

ウ その他

補助率：1／2 以内

（2）強い農業づくり交付金

① 畜産周辺環境影響の低減

ア 事業の概要

畜産に起因する排水や悪臭による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な浄化処理施設や脱臭施設等の整備を支援。

イ 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

ウ その他

補助率：1／2 以内

② 有機物処理・利用施設

ア 事業の概要

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、農場残さや家畜排せつ物等を原料とした堆肥等の生産や流通等に必要な施設の整備を支援。

イ 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

ウ その他

補助率：1／2以内

(3) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

ア 事業の概要

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援。この中で、一定の条件のもと家畜排せつ物処理施設の整備も可能。

イ 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

ウ その他

補助率：1／2以内

(4) 地域バイオマス利活用推進事業のうち地域バイオマス利活用施設整備事業

ア 事業の概要

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要なバイオマス（家畜排せつ物を含む。）利活用施設の整備を支援。

イ 事業実施主体

産業都市構想に位置付けられた実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等

ウ その他

補助率：1／2以内

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備は対象外

(5) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業〈環境省・経済産業省連携〉

ア 事業の概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応する取組等について、事業化に向けた検討や設備の導入を支援。

イ 対象者

地方公共団体、非営利法人、民間事業者等

ウ その他

補助率：1／2等

公益財団法人日本環境協会にお問い合わせください。

当該法人のホームページ（<https://www.jeas.or.jp/>）を参照

3. リース事業

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

ア 事業の概要

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入（リース方式等）を支援。

イ 事業実施主体（借受者）

畜産クラスター協議会（畜産農家等）

ウ その他

補助率：1／2以内

(2) 畜産高度化支援リース事業（畜産環境整備リース事業）（補助なし）

ア 事業の概要

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備に必要な施設等の導入をリース方式で支援。

イ リースの対象者

畜産農家、農業協同組合、営農集団等

ウ その他

貸付期間終了後は、一定の譲渡代金の納入後リース物件を借受者に譲渡

(3) 畜産経営環境対応強化緊急対策事業（補助なし）

ア 事業の概要

畜産農家等に対し、畜産環境に対する規制強化や飼養衛生管理基準の見直しへの対応に必要な施設・機械の導入をリース方式で支援。

イ リースの対象者

畜産農家、農業協同組合、営農集団等

ウ その他

リースの借受者に対し、リース物件に係る補償保険料相当額を助成

貸付期間終了後は、一定の譲渡代金の納入後リース物件を借受者に譲渡

4. 融 資

(1) 畜産経営環境調和推進資金

ア 事業の概要

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うための資金を融資。

イ 融資対象者

畜産経営を営む個人又は法人（共同利用施設の場合は、農協、農業者が組織する集団）

ウ その他

利率：年0.3%（平成29年4月19日現在）

融資率：80%（特認 90%）

融資上限額：個人 3,500万円（特認 1億2,000万円）、法人 7,000万円（特認 4億円）

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく「処理高度化施

設整備計画」(共同利用施設の場合は、「共同利用施設整備計画」)を作成し、都道府県知事の認定を受けることが必要

家畜排せつ物利活用施設の整備に当たっては、本資金以外の制度資金のご利用も可能です。
詳細は、農業協同組合や市町村等にお問い合わせください。

(2) 産地活性化総合対策事業のうち産地収益力増強支援事業(地域バイオマス支援地区推進事業)

ア 事業の概要

(1)の畜産経営環境調和推進資金を利用して、家畜排せつ物を利活用するための施設等を整備する場合に、利子相当額(貸付当初から5年間、上限2%)を支援。

イ 事業実施主体

畜産経営を営む個人又は法人

ウ その他

補助率：定額(上限2%)

貸付当初から5年分の利子相当額を一括助成

(株)日本政策金融公庫の畜産経営環境調和推進資金の融資決定を受けていることが必要

5. 税制措置

(1) 公害防止用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

ア 特例の概要(畜産関係)

水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する事業場の汚水の処理施設に課される固定資産税の課税標準を軽減

イ 軽減割合

1/3

(2) 公害防止用施設に係る事業所税の資産割の特例措置

ア 特例の概要(畜産関係)

事業活動に伴って生ずる汚水の処理施設に課される事業所税の資産割の課税標準となる事業所床面積を控除

イ 控除割合

3/4